

平成23年第32回葛巻町議会定例会会議録（第4号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成23年9月20日

【開会】

【議案第1号～議案第13号審査】

- 日程第1 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
に関する協議の専決処分に関し承認を求めることについて…………… 1
- 日程第2 議案第2号 岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に
関する協議の専決処分に関し承認を求めることについて…………… 1
- 日程第3 議案第3号 平成23年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）…………… 2
- 日程第4 議案第4号 平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）…………… 15
- 日程第5 議案第5号 平成23年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）… 16
- 日程第6 議案第6号 平成23年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第1号）…………… 17
- 日程第7 議案第7号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例…………… 18
- 日程第8 議案第8号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例…………… 19
- 日程第9 議案第9号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて…………… 20
- 日程第10 議案第10号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求め
ることについて…………… 20
- 日程第11 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて…………… 21

日程第12 議案第12号 町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・ 22

日程第13 議案第13号 町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・ 22

平成23年第32回葛巻町議会定例会会議録 第4号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成23年8月19日(金)					
招集年月日	平成23年9月14日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成23年9月14日～平成23年9月26日 3日間					
会議の月日	平成23年9月20日(火) 開会10時00分 閉会11時28分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	1 番	柴田 勇雄		6 番	橋場 清廣	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局	檜木 幸夫	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	丹内 勉
	住民会計課長	和野 一男	総務企画課総合政策室長	深澤口 和則
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

委員長 (高宮一明君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

最初に日程第1、議案第1号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に日程第2、議案第2号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

次に日程第3、議案第3号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。山岸委員。

山岸はる美委員

私の方から、まず11ページですね、交通安全防犯対策費の説明のところではありますが、防犯灯取替設置工事ではありますが、大和ハウスよりLED街路灯1,100基をいただいたことにより、クリーンエネルギー推進の町として、また電力不足に貢献する観点からも、またとない寄贈を受けたわけではありますが、15パーセントの節電効果と言われるが、金額に換算すると、その効果はどの程度のものか。

また、現在の町内の街路灯の設置本数はカバーできる状況なのか伺います。

続いて16ページですね、農林水産業費ではありますが、畜産用非常電源確保対策事業ではありますが、3人以上で発電機を購入の方を、500,000円を上限に20基分ということでありましたが、現在提案された数で申請された方をカバーできるのか。また、アンケートの声の中には、万が一の場合は役場が発電機を所有して、それをレンタルしてほしいという意見もありましたが、その今回の対応分の中に、その部分も含まれているのか伺います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは、1点目のご質問でございます。

LED防犯灯の関係でございますが、防犯灯につきましては48ワットのものとか、20ワットのものとかがございますが、これがLED化によりまして、16ワットになるものでございます。その分電力が安くなるものでございますが、年間で1灯当たり922円くらい安くなる見込みでございます。全体では700,000円から800,000円程度の、年間で節電になるものかというふうに想定しているところでございます。

それから、現在町内の防犯灯が840基ほどございます。今回そのうちの400灯について予算措置をしたものでございますが、そういった中で1,100灯いただいております、当面は現在あるものの交換ということでございますが、その後に自治会の皆様の意見等も聞きながら新たな設置、あるいは公共施設等の構内の照明等にも使えるものでございますので、そういった部分の対応とか、十分に可能ではないかなというふうに考えているところでございます。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

畜産用非常電源確保対策事業についてお答えします。

今回の部分につきましては、前回の定例会でも一般質問の中でお答えした部分もごさいますが、発電機を購入したいという方が、個人では48名、または共同で購入したいが27名で、合わせて75名からの要望がございました。今回そういった中で、3人共同にした場合、概ねこの範囲内には入るのかなと思ってございまして、または既に購入した方もおるかと思いますが、12月の震災以降さかのぼって、こういった部分について共同で購入することを想定した場合については対象にしたいと思ってございまして。

また、役場でリースして、業者と調整してはという意見については、この部分については盛り込まれてはおりません。以上です。

委員長（高宮一明君）

ほかに。鈴木委員。

鈴木満委員

19ページお願いしたいと思います。

道路新設改良費の中で、町道小屋瀬塚森線でございますけれども、当初2年計画ということでごさいましたけれども、震災等もありました。ということで、現在の進捗状況などをお聞きしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

お答え申し上げます。

ただいま上程しております区間につきましては、小屋瀬塚森線の起点部分に該当するものでございまして、現在小屋瀬郵便局の脇と申しますか、から入っておるわけでごさいますけれども、これにつきましては若干盛岡側に移動しまして、交差点の改良を図りたいというふうな考えを持っております。

全体の進捗状況でごさいますけれども、これが終了しますと、約9割方完了するものかなというふうに認識しております。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

鈴木委員。

鈴木満委員

先ほど説明にもありました、交差点の郵便局からもう少し向こう側ということでごさいますけれども、これは私も見たら杭が刺さっておりました。地権者の方とは、もうトラブルなく、問題もなくOKということなのではないでしょうか。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

お陰様をもちまして、内諾は100パーセント得ております。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

11ページ、先ほどの山岸委員に関連しまして、防犯灯の件ですけども、1,100基を寄贈いただいて、2年間で400基分を取り替えるということで、その後には自治会等の要望がある、新規分についても検討したいというふうな、取り替えをしたいというふうなお話でした。2年間で、今年と来年でこの分は、寄贈の分を終わらせ、ということは25年度に要望等の箇所について取り替えたいということですけども、これはきちっと計画に盛り込んでやらなければ、このとおりいかないのではないかなど、そんな気がしておりますので、25年度の事業計画に盛り込むという、そういう段取りをするのかどうか、その点をお伺いします。

それと18ページ、道路維持のところでは河川の現況調査があります。役場裏から茶屋場までということで、堤防の調査というふうな説明でしたけども、この目的、調査目的ですね、目的と調査内容、それについてお伺いをします。

それと21ページ、放射線の測定器を購入するということで計上されております。備品購入費、これはどのように具体的に調査をし、そして測量をし、そしてどのように公表するのか、そういったあたりについてお伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは、まず1点目の防犯灯の関係でございますが、今回400灯分を措置したところでございますが、それぞれ電柱に付いていますとか、独立した柱に付いていますとか、柱がかなり状態が良くないものとか、いろいろなケースがございますので、そういった部分を今回は概算でとらせていただいておりますので、その結果事業費で余裕が出た場合には、さらに半分ということではなくて、今年度についても、できるだけ進めてまいりたいというふうに考えてございますし、当面2年ということではございましたが、その辺については、できれば、考え方としては来年度に、その増の部分についても対応していければというふうに、現時点では考えておるところでございます。

それから放射線でございますが、放射線につきましては、3台を計画しております。

一つは空間の放射線を測れるもの。もう一つは食品とか、木材でもよろしいのですが、表面の放射線を測れる機械。それから食品の内部ですね、肉とか、牛乳とか、液体でも可能ですが、そういった内部を測れるものの3種類を購入するものでございますが、空間を測るものについては県がこれまで測定に使っているものと同じ機種でございます。それから、食品の表面とか内部を測れるものは、測定機関が使っているものよりは簡易なもの、簡易といいましても1,000,000円くらいいたしますが、測定機関で使っているものは5,000,000円以上するような機械になっております。

そういった食品等につきましては、県がいろいろ、現在それぞれ関係団体、農協等といろいろ進めながら、米ですとか、野菜ですとか、それぞれやっておりますので、基本はそういう形の連携というふうに考えてございますが、そういう品目から漏れるようなもので、町として、あるいは生産者として測定したいもの、あるいは森林組合さんとか農協さん、それとはまた別に、とりあえず簡易的に測定したいとかというようなものがあつた場合に、いつでも対応できるという形で備えておきたいということの考え方でございます。基本的には今県が関係機関と連携して測定しているものが主でございまして、それに補足できるような形で測定をしていきたいということでございます。

それから学校、保育園、児童館、そういったものについては先般の一般質問等でもございましたが、県が今進めている同じやり方で測定するという、県は一応1回ということでございますが、1回測って数値が出なければ、今後基本的には、それより上がるということは想定されないということで、一応1回ということにはなっておりますが、それとはまた別にいろいろな形で町民の方々、あるいは父兄の方々の不安とか、そういうことを払拭するために、学校のいろんな場所で測定したいとか、そういう要望等についても応えられるような形で備えておきたい、そういう運用を考えているところでございます。

そういったことで、測定した際には随時町民の皆様にも公表してまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

2点目の馬淵川河川現況調査業務についてお答えを申し上げます。

ご案内のとおり、現在まちなか活性化事業の関係で、いろいろ活性化協議会、あるいはまち・みち会議等を開催しながら、その方向性なるものを見いだそうとしておるわけでございますけれども、この事業の中で、道路に関しましては三つの軸を想定しておるものでございます。

まず1点目に関しましては、ご案内のとおり281号線の活性化につながる道路づくりというものがございます。2点目に堤防の拡幅というものが想定されております。3点目につきましては、それらにアクセスする生活関連道路というものを想定しておるものでございます。

その中で、ただいま出てまいりました、お願いしております馬淵川堤防の拡幅につきましては、そういった281号線、これはご案内のとおり一本道なわけございまして、有事の際、防災上の観点からも非常に危険性があると、さらには震災等でも体験したわけでございますけれども、県北地域における物資の、非常に緊急輸送路線として位置付けられておるものでございます。したがって、これが寸断された場合、相当の影響が出るものというふうな認識を持っております。ついては、この河川の1.5車線化を図りながら整備してはどうかというふうな発想の基に作業を進めたいというものでございます。

内容につきましては、まず現況を捉えます。それで堤防そのものはご案内のとおり河川法にしばられた河川敷地の施設でございまして、一般車両の通行というものは基本的には禁止されておるものでございます。ただし、先ほど申し上げましたけれども、281号線がこういった現況にございますので、防災上の観点からも整備が必要であろうというふうな内容でございます。

調査業務の内容につきましては、まず現況を捉えるものでございます。それで、この現況をいかに利用していくかというふうな、概略的な調査を進めてまいりたいなというふうに考えております。基本的には5メートル部分、あるいは2車線、全幅で7メートル、あるいは、さらには、それに若干の遊歩道的なものも併置するというふうな発想で作業を進めてまいりたいなというふうに思っております。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

先ほどの測定器の件ですけれども、放射能測定器、これは一番怖いのは風評被害なわけで、今朝も福島の花火の話題が非常に多く取りざたされておりましたけれども、測定した結果を公表することは、いわゆる安全、安心を公表するということにもなるわけでありまして、これを、公表の仕方によって町の安全を公表できるということですので、町内のみならず、様々な形を利用して町外、県外にも発信するような、そういう方法が取ればなというふうに思っておりますけれども、その点について可能かどうか。あるいは検討していただけるかどうか、その点をお伺いします。

河川の改修、調査の関係ですけれども、まち・みち会議とこれは連動してのものなのか、その点ちょっとお伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

現在予算計上させていただいております測定器については、なかなか物が今すぐには

手に入らないという状況にございまして、現在早くても4カ月くらい納品にかかるという、仮予約的なものができるところについてはお願いしておりますが、4カ月くらいはかかるということがございますので、そういう関係で、ひとつは学校等もそうでございますが、委託料という部分をとってございまして、それ前に測定したいという部分については委託、検査機関に委託ということで考えてございまして、機械納入後にはそういう簡易的な測定ができるようになりますので、例えば通学路ですとか、そういうことも、やろうと思えばできるようになると思いますが、そういった際に数値が、それなりの問題があるといいますか、出た場合につきましては、出ない場合はそこでよろしいかと思いますが、出た場合については、さらに検査機関等に委託をして、性能の良い方でまた測っていただいた上で、そういうケースについては公表等も対処していくということも必要ではないかなと思っておりますので、そういった分も含めながら町民の安全、安心、あるいは町外に対する、そういうPRにもつながるように努めてまいりたいと思います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

2点目のまち・みち会議との連動はいかんということでございますが、お答え申し上げます。

間接的には連動するものと認識しております。間接的と申しますのは、まち・みち会議と、それから活性化協議会の方でいろいろ行政に対する提言を、いろいろキャッチボールするわけでございますけれども、その中でも活性化協議会の方では、この堤防の問題は十分皆さんから議論させていただいております。そういった関係で間接的とは申しましたけれども、連動するものというふうな認識を持っております。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

19 ページの河川総務費の中の自動車借上料ですけれども、どういったような部分に主に使用するのかお伺いします。

それから22 ページの災害復旧費の中の道路河川災害復旧事業費は、ここは、どこを予定しているのか伺います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

1点目の河川管理経費についてお答え申し上げます。

自動車の借上料でございますけれども、この部分につきましては県から委託、100パーセント委託を受けまして倒木処理を行おうとしておるものでございます。それで、河川の倒木が主でございますので、通常の道路の側での作業というふうなものにはいかないわけでございます。ひいては伐採した木材の処理というふうな形での借り上げ、あるいは運搬のための自動車の借り上げというふうな内容でございます。

2点目の災害の関係でございますけれども、場所は元木、志民沢付近にございます地蔵沢、通称地蔵沢と申しておるところでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

主に土木とか河川の木材等に使うというようなことですが、沢と申しますか、星野の部分、あるいはまた、道路のちょっと入ったようなところにも、まだ倒木されている部分、木もありますが、そういった部分も処理していただけるのかどうか伺います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

お答え申し上げます。

道路に付随したものにつきましては維持管理費の方、道路維持管理費の方で処理したいというように考えておりまして、この河川管理経費に係る部分については、あくまでも一級河川、県から委託を受けた部分のみでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

21ページの備品購入に係る発電機の購入ですが、5,550,000円予算をとっておられますが、これは何台くらい買われて、どういう利用の方法を考えておるのか、その点について伺います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

発電機につきましては37台を予定しているものでございます。そのうち25台につき

ましては、前回の補正の際にお願いいたしました集会所等に太陽光パネルを設置するという事業がございますが、それと同じところに配備をしたいということでございます。それにつきましては、太陽光パネルがありましても、さらにいろいろな状況が想定されますので、例えばそういったものが運用できなかった場合等にも、いずれか発電機が使えるとか、両方使えればさらに電気の供給力が増してきますので、そういう相乗効果、あるいはどちらかが使えなかった場合の対応にもなるということで配備をさせていただきたいと考えてございます。

それと、太陽光パネルは今回事業の対象とならなかったわけでございますが、補助事業の対象とならなかったわけでございますが、そういう地域で建てた公民館がございますが、そういう公民館につきましても、12台になるでしょうか、発電機のみをまず設置をさせていただいて、そういう場合等に備えていただきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

10ページお願いします。10ページの被災地の生徒等受入支援事業費、今回400,000円の補正なわけでございますが、これまでの受入状況をもう少し詳しくご説明をいただきたいと思っておりますし、また、小学生も含まれているのか、中学生、あるいは高校生も含まれているのかですね、その辺あたりのこと。

それからまた、総額では1,600,000円くらいの総額になっているようでございますが、これは3月までで、大体この程度で間に合うというような想定でこの経費を計上しているのか、その点についてお伺いをいたしたいと思えます。

それから13ページ、養護老人ホームの管理委託料で、指定管理料が3,715,000円ほど増額になってございますが、この増額になった理由はどのようなものか、最初にこれをお伺いいたします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは、1点目の被災地生徒等受入支援事業費につきましてご説明を申し上げます。これまでの実績でございますが、6月以降になります。高田高等学校が、延べになります。33名、津軽石中学校11名、岩泉小学校50名、これはミニバスの関係でしょうか、石巻市から34名、それから山田町から34名、同じく山田町から42名、それから宮古市の磯鶏ですが13名、同じく宮古市の磯鶏ですが16名、これは男女別でしたので、そういうふうになっております。あと、これから河南中学校が105名、吉里吉里中学校が32名ございます。その後の分を、さらに150名ほど現在見込んでございまして、

全体で519名。

それから、被災地からの短期的な避難ということで、2泊3日とか、そういうふうにおいでいただいた方々に対する支援ということで、山田町から18名おいでになってございますが、そういった部分も入っておりますして537名ほどを見ておりまして、1,600,000円というふうになっているところでございます。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

2点目の葛葉荘の指定管理料の増額についてご説明申し上げます。これは3月の震災によりまして、緊急避難的に入所の依頼を受けたもので、これは盛岡振興局の方から依頼を受けて2名ほど招致しているものでございます。したがって、現在の葛葉荘には50名の定員でございますが、52名の入所者がいるというふうな状況でございます。2名分について、指定管理料として増額したものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

被災地の生徒の受け入れでございますが、受け入れはそのまま評価すべきものと思っておりますが、おいでいただいた、こういったような方々の評価等についても、一応の声などは聞いているかと思っておりますけれども、たぶん有り難いという言葉が返ってきているのではないかと思っておりますけれども、その受け入れの状態については万全な状態での受け入れをやっているかと思っておりますが、そのあたりは本当にそういったような、いちいちチェック体制などがなされているのかどうか、その皆さん方の方の支出をしている担当課の方ではそういったようなことまで確認されているのかどうか、その経緯についてお知らせをいただければ有り難いと思っております。

そうしますと、次に葛葉荘の、震災の影響によって2人分の、これは、こういったような緊急避難的な場合、葛葉荘の場合には、今回は2人定員外を收容しているように思っておりますけれども、大体可能性のある收容人員というのは、どのくらいまでが可能人数になってくるのでしょうか。これで、もう52人では、もう定員いっぱいというふうな形になるのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

1点目についてお答えを申し上げます。

実績等につきましては、それぞれ対応した施設にお支払いをするということで申請をいただき、審査をしながら、支払いをしているところでございます。特に、ある中学校等につきましては、その助成金がなければ実施を見合わせるといいますか、そういう対応をしていただけるということで、なんとか実施ができたという学校もございまして、本当に感謝をされてといえますか、手紙等もいただいたり、そういう連絡等も直接町長の方にもいただいたりというようなことで、かなり感謝をいただいていた部分もございまして、ミニバスの関係でも、遠くは石巻、宮城県からまで来ていただいて、かなりのチーム数がやっていただいておりますが、そういった中でも、町だけではなくて関係者ですとか、父兄の皆さん方も負担等、ボランティア的にしていただいたりという中で、ほとんど負担なく来ていただいた、宮古とかですね、被災地の方々、そういう部分も聞いてございまして、今回町単ではございましたが、実施をさせて良かったなというふうに思っているところでございまして、また、現在この事業については県の方の、県単の補助事業、地域経営推進費という、昨年度までは総合補助金というのがございましたが、それに変わったであろうというふうに認識してございまして、そちらの方にも現在申請をしております、2分の1を歳入を方に今計上させていただいているところでございます。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

2点目の葛葉荘の入所定員のことでございまして、現在52名になっておりますが、もう現在この52名でギリギリというふうなことで、これ以上は対応できないような状況でございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

被災地の方の関係なのですが、これは小、中、高、それぞれ受け入れする際には、1人当たりの単価費用といえますかね、これは、どのような積算でなってくるのでしょうか。県の方からも助成をいただけるということなのですが、これは、何と申しますか、県下でもこういったような受入態勢をとっている市町村があると思うのですが、そういったような単価費用等については共通点があるのかどうか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

補助の単価等についてのお尋ねでございますが、現在ほかの市町村で同じような事業をしているというような情報は、現在のところは聞いてございません。あまり少ないのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、3,000円につきましては、最高限度が3分の1で、2分の1で3,000円を限度にというようなことでお願いをしているところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

20ページお願いいたしたいと思うのですが、20ページの非常備消防費で、負担金で7,889,000円ほどの、これは市町村総合事務組合の負担金ということで、説明によりますと、団員の公務災害で今回このように増額になったというふうにお聞きいたしております。数も215人というようなことのございですが、これは県内で215人というふうに思っておりますけれども、この負担金、各市町村でそれぞれ、このように負担金を出し合って、このようになってくると思うのですが、例えば事務組合で団員に対しまして、これは死亡だけの際の負担金になるのか、あるいは障害、ケガをしたとか、そういうふうな形でのものも、これに入ってくるものかですね、その辺あたりはどうでしょうか。これも交付税措置があとでなされるということはお伺いしておりますけれども、その中身について、どのような形になっているのでしょうか、これが1点です。

それから、もう1点は、その下の第15分団屯所新築事業費7,700,000円になっておりますけれども、これも面積15坪から25坪と伺ったような感じがしておりますが、例えば、この場合は町単での補助金というふうな形になっているわけでございますが、この消防団の屯所の新築につきましては、私はどちらかといえば補助金というふうな形ではなくて、やはり町の事業としてこの建設計画を進めるべきではないのかなというふうに思っております。後々の、あとの経費負担にも関わってくる問題でございますので、そういったようなことを今ここできちっとやっておかなければ、これまでは、このような形で整備してまいりましたけれども、それで額的にもこのように多くなってきていることは重々承知いたしておりますけれども、根本的な、やはり防災体制の見直しというふうな観点からいたしますと、それぞれの分団屯所の後援会とか、そういったような方々にご負担、ご迷惑をおかけするのではなくて、老朽化が進んだような場合には、当然に町単独で私は整備していくべきものだと、そして、その上に立って町の管理の下に各団員の方々から防災拠点活動としての屯所整備を図るべきではないのかなと、そのように思っておりますが、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

1点目の負担金、消防の負担金の関係でございますが、今回の東日本大震災で亡くなった方254人だったかと思ひます、消防団員で亡くなった方。これは岩手県だけではなくて、全体の数字でございます。その中で公務中の死亡、あるいは公務中であつたことが確認されて行方不明という方が215人、消防団員であつても、消防団活動中でないときにお亡くなりになられた方は対象になりませんが、正に水門を閉めに行ったとか、そういう消防活動中に亡くなられた方が、現在把握されている方が215名ということで、これは岩手、宮城、福島、それ以外にもあろうかと思ひますが、そういったところを中心に215名というふうに聞いてございます。この方々と、これは死亡のケースですが、公務災害でございますので、やはり重度とか、そういった関係もあろうかと思ひますが、現在今対応している部分が死亡の部分ではないかというふうと考えているところでございます。

次に15分団の関係でございます。屯所について、どこが建設するかという部分につきましては、やはりいろいろな考え方といひますが、いろいろな方法があろうかと思ひます。従来地域でという形でやってくる中で、過去にも補助率、あるいは補助面積等を拡大しながら、見直しをしながら進めてきた経緯がございます。そういった中で、今回最近の屯所の状況が、面積が大きくなってきている状況等、あるいは自動車が大形化、特に高さですが、そういった部分が高くなってきたことで、既存の屯所になかなか収まりきれなくなったという状況も踏まえて、新規に建築するというケースが増えてございます。

今回の15分団につきましても、当初は改築で対応という予定でございましたが、そういった中で新築という意向がございまして、進めているところでございますが、そういった中で今回はなるべく地元の負担を今までと同じで、増やさないという考え方の中で、その分町の負担が増えてはまいるわけでございます。

それで、12分団につきましても、地元での建設予定がない中で、どうしても入らないということの中で、それでは新築ということになりまして、車庫分については町が建てまして、翌年度休憩所の部分につきましては地元が補助金を受けて建設したという経緯がございまして、実質的には屯所分は役場が100パーセント出したということもありましたので、やはり、この辺も踏まえて、今後の整備については車庫分については役場が100パーセント経費を持ってということ踏まえた見直しをさせていただいたところでございます。

今後は老朽化している屯所が、かなり建て替えになつてございまして、今15分団とか、その他若干あろうかと思ひますが、そういう状況の中にあつて、将来的にはまた、それぞれも老朽化してくるわけでございますので、そういった役場の方でという考え方も十分にあろうかと思ひますが、現在同時進行的な中での見直しということもございまして、今回はこういう面積を拡大すると、そして車庫分については町が全額をみるという形での見直しとさせていただいたという経緯でございまして。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

公務災害の関係なのですが、例えば公務中の死亡といった場合には、弔慰金の額はどのような基準になっているのかですね、お知らせをいただきたいと思います。

また、屯所の整備については、これについては今後の検討課題というふうな形になるかと思っておりますが、面積の基準とかそういうようなことも増やしたというようなことのございますけども、これについては、やはり消防団が活動しやすいような、やはり車庫部分のみならず、それに車庫があれば必ず活動の人員が加わってくるわけでございますから、そういったような面では消防団の休憩とか、その防災の会議とか、そういったような部分も考えられるわけでございますから、私は車庫とか違う方の居住、居室の部分も一体的な、やはり建物の整備をすべきではないのかなど、このように思っておりますので、これについては今後のぜひ検討課題として、ぜひ町での整備が必要と思っておりますので、そういうふうな検討をいただきたいと、そのように思っております。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

1点目の公務災害の関係でございますが、消防団活動中にお亡くなりになった方々につきましては、この法律が基になるわけでございますが、これに基づいて、お一人21,600,000円の弔慰金、それと特別弔慰金と申しますか、ということで、このほかに年金が、遺族年金が出るわけでございます。その遺族年金の全額の10パーセントに当たる金額をさらに上乗せして、一時金として支給をするということでございます。それ以降につきましては、遺族の方に年金がずっと支払われるということでございまして、今回はそういった部分、年金も含めた、将来の負担も含めた額として不足する金額を、今年度各自治体が定員に応じて負担するという制度になったところでございます。

それから、屯所の関係でございますが、柴田委員おっしゃるとおり、将来の方向性としては、そういう部分について検討も十分必要だというふうに考えているところでございます。

それと、これまで屯所を建てるに当たりまして、地域の方々からそれぞれ大きな負担をしていただいておりますので、そういった部分との調整等を図りながら、どのように今後進めていったらいいのかという部分等について検討させていただきたいというふうに考えてございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第4号、平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

8ページなのですが、前年度の繰上充用金で2,931,000円の減額というような形になるわけですが、これも、このように減ってはいるのですが、どうでしょうか、今年度のこの状況は、この国保会計全般終わりましたですね、こういったような前年度繰上充用金がまた出てくるような想定なのか。それからまた、この解消策ですね、どのように考えているのかお尋ねをいたしたいと思います。

委員長(高宮一明君)

住民会計課長。

住民会計課長(和野一男君)

国保の状況ということでございます。2,931,000円の減額をお願いしたわけですが、今年度の前半終わりました、療養給付費に関しましては、昨年度に比べて減っている状況でございます。

それから、今後の国保の状況ということでお話申し上げますと、被保険者の減少や構造的な部分で歳入が少なくなっているわけですが、そういう面からしても、歳出に関しましては横ばいの状態ではありますが、そういう面からしても、国保財政に関しましては、今後も厳しい状況が続くものと考えているものでございます。以上でございます。

委員長(高宮一明君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

繰上充用金、これについては解消できるというふうな見通しありますか。どうでしょうか。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（和野一男君）

解消すべき、解消するように努めてまいりたいと思っているところでございます。

平成元年以来の繰上充用ということでありましたが、医療費の動向、または制度の動向等を見極めながら、繰上充用にならないような状態で進めてまいりたいと考えているところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号、平成23年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第5号、平成23年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号、平成23年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第6号、平成23年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

医師住宅の件ですけれども、今回医師確保について2名の見込みがあるということから、まちなか駐車場に2LDK木造2棟ということの予定でしたけれども、現在使われている駐車場が使えなくなるわけですので、その辺のお知らせといいますか、お願いといいますか、町民に対してどのような方法をとるのかお伺いします。

委員長(高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長(村中英治君)

それではお答えを申し上げます。

今駐車場につきましては財産管理の方で所管をしておりますので、私の方でお答えを申し上げます。

現在商工会、まちなか活性化協議会、まちなかの活性化の一環で、買い物等の駐車場に、当面使用目的があれなのでということで契約を結びまして、無料で商工会の方にお貸しする形で管理していただいております。実際に車も止まっていたり、そういう状況でございます。

今回住宅を建てるに当たりまして、商工会長さん、あるいは商工会、そちらの方にもお願いといいますか、連絡等も差し上げておりまして、今後はその表示等につきましても、看板を移設するか、新たに立てるか、あるいは使えなくなるという、そういった旨の表示等をさせていただくことにしております。

それと中央公園、葛巻小学校の屋内体育館の手前の中央公園のところ駐車場として整備されてございますので、そういった役割はそちらの方で活用していただくというようなことで、あちらの方にも表示をしまして、買い物等でどうぞお使いくださいというような形で、そちらの方を使っていただくようにしたいというふうに考えているところでございます。

委員長(高宮一明君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号、平成23年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩します。

(休憩時刻 10時57分)

(再開時刻 11時15分)

委員長(高宮一明君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第7、議案第7号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

1点だけお尋ねをいたしたいと思います。

寄附金の税額控除の関係でございますが、共同募金会、日赤の寄附金がこのように認められているようでございます。それで、税額が5,000円から、今回のこの改正で2,000円以上になるというふうな変更のようでございますが、そうした場合に、町内で例えば共同募金会、あるいは日赤、赤十字のこの寄附金をやった方、5,000円の場合で結構でございますが、昨年度はどのような税額、この寄附金の税額控除を受けておられた方々があつたのでしょうか。その数で2,000円に変更すれば、もう少し多くなるのかなというふうなことにもなろうかと思っておりますので、まず第1点、この昨年度の5,000円の時点での共同募金会、あるいは日赤分の寄附金がどのような状況になっているのかお尋ねをいたしたいと思います。

委員長(高宮一明君)

住民会計課長。

住民会計課長(和野一男君)

昨年度控除になった方の実績ということでございますが、昨年度は実績がないということでございます。

委員長(高宮一明君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第8号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

これも1点だけお伺いをいたしたいと思います。

兄弟、姉妹に今回の条例改正で、遺族の範囲に含まれてくるようになっていますが、これは3月11日の大震災発生以後の適用というふうなことになっているようですが、まず当町にこのような方が、在住者がおられるのかどうか。それからまた、県内でこのような方々の状況はどうなっているのか、その情報があたらお知らせをいただきたいと思っています。

委員長 (高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

当町におきましても現在該当者はございませんし、ちょっと県内の状況についても情報がないところでございます。

委員長 (高宮一明君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第9号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質問は私生活にわたらないようにご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり同意されました。

次に日程第10、議案第10号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質問は私生活にわたらないようにご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり同意されました。

次に日程第11、議案第11号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

購入するものは除雪ドーザでございますが、ちょうど、これから除雪態勢をとっていかねばならない部分なのでございますが、納入期限が2月20日というふうな形になっておりますと、大分冬に入り込んでからのものになってきますが、こういったような購入する際には、その納入期限がものすごく大事ではないのかなと、冬支度に入るときまでに、こういったようなものを準備すべきと思っておりますが、このように遅れた理由は何でしょうか。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

納入期日についてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、今回の震災に伴いまして、沿岸地域の機械が相当被害を受けたということでもございまして、種々メーカー等々からもいろいろお話は賜ったわけではございますけれども、全国的にそういった、岩手、宮城、福島の関係でございまして、納入に関しましては時間がかかるというふうな話を賜っております。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

購入契約はこのような形になっておりますけれども、こういったような納入については、期限は2月20日でございますけれども、できる限りの、このドーザの導入については早めの納入をやはり要望すべきではないのかなと思っておりますが、その見解を伺います。

委員長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（遠藤彰範君）

そのように私どもも認識しておりまして、2月20日にこだわらず、1日でも早い納入を期待しておるものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 11 号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に日程第 12、議案第 12 号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 12 号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

次に日程第 13、議案第 13 号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 13 号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で、輝くふるさと常任委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで、輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦勞様でした。

(閉会時刻 11時28分)